

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務公募型プロポーザル 募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務

(2) 事業の目的

本県では、県の自然豊かな環境を守り育むとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な脱炭素社会を目指し、県民、事業者、各種団体及び行政の各主体が連携・協働して、県民総ぐるみによる地球温暖化防止活動を推進することを目的とした「高知県地球温暖化防止県民会議（以下「県民会議」という。）」の取組を平成 20 年度から実施している。

また、森林が本来持っている森林吸収量や水源の涵養など様々な力を守るため、環境問題に積極的に取り組んでいる企業や団体の皆様と、市町村・森林組合・県などが「協働の森パートナーズ協定」を締結して、森林の再生を行うと共に、地域と都市部の交流による地域活性化に取り組む「環境先進企業との協働の森づくり事業（以下「協働の森づくり事業」という。）」も平成 17 年から実施している。

本委託事業は、前述した「県民会議」及び「協働の森づくり事業」などにおける先進的又は他の模範となる活動実績等のあったものを表彰・紹介するとともに、集客力のある基調講演者をお招きし、多くの県民に当該取組が認知されることでカーボンニュートラル達成に資する各事業の取組のさらなる発展を図ることを目的とした「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）」を開催するもの。

(3) 事業内容

別添「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年1月 30 日(金)まで

2 見積限度額

3,488 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者

(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10 日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。

～確認、手続き方法～

- ①以下 URL、高知県ホームページ「令和6年度から令和8年度 競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」ダウンロード書類にて、貴社名が登録されているか確認

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024012200102/>

- ②①に該当がない場合は、以下 URL から「競争入札参加資格審査申請書」を取得し、高知県 会計管理局 総務事務センターにて至急手続きを行う

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024020900032/>

なお、「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格審査申請書(物品購入等関係)」を申請する場合は、以下の①または②に「プロポーザル:こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務、公告日令和7年7月1日(火)、審査結果通知日令和7年8月8日(金)」と朱書きで記載し、令和7年7月16日(水)17時までに高知県会計管理局総務事務センターに申請すること。

申請方法:郵送

- ①競争入札参加資格申請書第1号様式の欄外

申請方法:高知県電子申請サービス

- ②手続き申込:申込の9備考欄

- (2) 「地方自治法施行令」第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

日時: 令和7年7月4日(金)14時から約30分間を予定

場所: オンラインによる(Zoom)

※ZoomのURLやミーティングID等は参加希望者にお知らせします。

特記: 別紙様式-1により、令和7年7月3日(木)15時までに、FAX又は電子メールで お申し込みのうえ、必ず電話により着信を確認してください。

連絡先: 高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

担当者: 岡本、原本 TEL: 088-821-4538

※高知県地球温暖化防止県民会議及び環境先進企業との協働の森づくり事業の取組については下記ホームページを参考にしてください。

【高知県地球温暖化防止県民会議】

<https://cn-portal.pref.kochi.lg.jp/kenminkaigi/>

【協働の森づくり事業】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kyoudounomori/>

7 質疑と回答

質疑は令和7年7月8日(火)17時(厳守)まで別紙様式-2により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している事業者は、参加申込書(別紙様式-3)及び法人概要書(別紙様式-4)により申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類は次表のとおりです。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式-3	A4縦	1部
2	法人概要書	別紙様式-4	A4縦	1部
3	提出者の概要(団体概要等)及び 経営状況(決算書等)が分かる書類	任意	A4縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	—	A4縦	1部
5	消費税及び地方消費税の 納税証明書	—	A4縦	1部
6	イベントの運営等の実績が分かる 資料(パンフレット等)	—	A4縦	1部

※高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている

者については4及び5について提出の必要はありません。
※6については提出は任意です。

(1) 参加申込書

① 提出方法

電子メール、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)で受け付けます。電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認してください。高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者については4及び5について、持参又は郵送により原本を提出してください。

② 提出期限

令和7年7月16日(水)17時(必着)

③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課 担当者:岡本、原本

TEL: 088-821-4538 E-mail: 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部環境計画推進課において、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年7月18日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和7年8月8日(金)頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は「高知県情報公開条例」に基づく開示請求があった場合には

開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年7月 1日(火)	募集開始
令和7年7月 3日(木)15時	説明会参加申込書提出締切
令和7年7月 4日(金)14時	説明会(オンライン)
令和7年7月 8日(火)17時	質疑書提出締切
令和7年7月 11日(金)	質疑回答
令和7年7月 16日(水)17時	参加申込及び資格確認書類提出締切
令和7年7月 18日(金)	参加資格確認結果通知
令和7年7月 29日(火)12時	企画提案書提出締切
令和7年8月 7日(木)頃	審査委員会(プレゼンテーション) (日程が決まり次第、連絡します)
令和7年8月 8日(金)頃	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)
- (3) 提出された企画提案書は、「高知県情報公開条例」に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

担当者 岡本 原本

TEL 088-821-4538

FAX 088-821-4530

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。